

鯖江広域衛生施設組合職員の定年等に関する条例

（昭和60年3月15日）
（条例第1号）

改正 平成13年10月2日条例第1号 平成24年2月22日条例第2号
令和5年2月24日条例第2号

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項および第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項までならびに第28条の7の規定に基づき、鯖江広域衛生施設組合職員（以下「職員」という。）の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 職員の定年等については、鯖江市職員の定年等に関する条例（昭和59年鯖江市条例第18号）の例による。

附則

この条例は、昭和60年3月31日から施行する。

附則（平成13年条例第1号）抄

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附則（平成24年条例第2号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附則（令和5年条例第2号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。